

## 第77回（第78回冬季）国民体育大会ふるさと選手制度使用申請書

公益財団法人京都府スポーツ協会  
 会長 山田 啓二様  
 競技団体名：一般社団法人京都水泳協会  
 会長 奥 芳文様

届出日： 令和4年 月 日

ふりがな	
該当者氏名	印
〔性別〕 1. 男 2. 女 *いずれかに○印をつけること	
〔生年月日〕 西暦 年 月 日	

標記大会について、国民体育大会ふるさと選手制度により下記内容のとおり、使用申請いたします。

## 1 参加競技名（種別及び種目名を含む）

水 泳 競 技	種 別 競 泳	種 目
---------	---------	-----

## 2 「ふるさと選手制度」使用に関する確認

利用状況（今回の使用を含む）	前回出場大会の所属都道府県	
1 初回 ( ) 年連続	回	都・道・府・県
2 2回目 ( ) 年連続		

\*利用状況については、1又は2のいずれかに○印の上、連続年数を記載すること。

\*前回大会（予選会を含む）に出場の都道府県名を記載すること。

## 3 卒業した学校名等

ふりがな	卒業年月
	年 月 卒業

\*〇〇高等学校又は小・中学校など学校名を明確に記載すること

## 4 現住所（登録した現住所に変更がない場合も記入すること）

ふりがな	電話番号
〒 -	
【所属（学校名、勤務先）】	

## 5 連絡先（登録した連絡先に変更がない場合も記入すること）

ふりがな	電話番号
〒 -	
	携帯電話番号

## ふるさと選手制度利用に係る留意事項

- 「ふるさと」とは、卒業小学校、中学校又は高等学校のいずれかの所在地が属する京都府とする。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、あらかじめ所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。  
 なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項(1)-1)-③（国内移動選手の規制）に抵触しないものとする。

【記載例】 < (公財) 京都府スポーツ協会・競技団体会長あて **2通作成**する >  
 [様式1-B: 継続使用]  
 第77回 (第78回冬季) 国民体育大会ふるさと選手制度使用申請書

公益財団法人京都府スポーツ協会  
 会長 山田 啓二 様  
 競技団体名:  
 会 長 ○ ○ ○ ○ 様

選考会・予選会参加申込期日までの届出日を記入  
 漢字にふりがなを記入  
 楷書で丁寧に記入

届出日: 年 月 日

必ず、押印すること

ふりがな	
当該競技者名	印
〔性別〕 1. 男 2. 女 *いずれかに○印を付けること	
〔生年月日〕 西暦 年 月 日	

競技団体名・会長氏名を確認して記入  
 西暦で記入

標記大会について、国民体育大会ふるさと選手制度により下記内容のとおり、使用申請いたします。

1 参加競技名 (種別及び種目名を含む) あれば記入

競技	種別	種目
----	----	----

2 ふるさと選手制度を使用して何年目になるかを記入  
 「ふるさと選手制度」使用に関する確認

前回参加した第〇〇回国民体育大会の〇〇を記入

利用状況(今回の使用を含む)	前回出場大会の所属都道府県
1 初回 ( ) 年連続	回 都・道・府・県
2 2回目 ( ) 年連続	

\*利用状況については、1又は2のいずれかに○印の上、連続年数を記載すること。  
 \*前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載すること。

3 卒業した学校名 年度ではなく卒業の年月を西暦で記入

正確に記入 (京都府立〇〇高等学校など)

ふりがな	卒業年月
	年 月 卒業

\*〇〇高等学校又は〇〇小学校、〇〇中学校など学校名を明確に記載すること。

4 現住所 (登録した現住所に変更がない場合も記入すること。)

7桁の番号を記入 正確に略さず記入 (アパート・マンション名室番号まで)

ふりがな	電話番号
〒	
漢字にふりがなを記入	
【所属 (学校名、勤務先) 市外局番から記入	

5 連絡先 (登録した連絡先に変更がない場合も記入すること。)

ふりがな	電話番号
〒	
現住所の記入注釈に同じ (現住所と同じ場合は、「同上」で可)	
	携帯電話番号

- ふるさと選手制度使用に係る留意事項
- 「ふるさと」とは、卒業小学校、中学校又は高等学校のいずれかの所在地が属する京都府とする。
  - 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、あらかじめ所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。  
 なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
  - ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
  - 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③ (国内移動選手の制限) に抵触しないものとする。